

地域公共交通の維持・確保及び 広域圏内等における二次交通の確立について

【総務文教部会】

国では、交通政策基本法及び改正地域公共交通活性化再生法の施行により、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体の主導による「まちづくりと連携した地域公共交通網の構築」を推進している。

高齢化の進展や人口減少社会において、地域活力の維持、市民の移動手段の確保のため、公共交通が果たす役割は大きく、特に平成の合併以後、広い中山間地を抱えることとなった市において、地域公共交通の維持・確保は避けて通れない課題となっており、コミュニティバス、地域内フィーダー系統、スクールバスなどの財源確保、制度の改善等、課題が山積している。

長野県においては、既に平成25年3月に長野県新総合交通ビジョンを策定し、その将来像の中で、地域交通の確保とあわせ、県内各都市や観光地をつなぐ交通ネットワークの強化を掲げているが、新幹線の金沢延伸により県内に訪れた多数の観光客にとり、駅を降りてからの二次交通の確保が課題であり、観光振興、インバウンドを含めて、具体的な強化策を講じる必要がある。

地方創生は地方への人の流れをつくるということであるが、多くの人を長野県に呼び込み地域を活性化するという観点から、地域公共交通の維持・確保に加え、空港や新幹線駅等と各都市・観光地を結ぶ二次交通の確立について、県、市及び関係機関の連携が必要である。